

番号	15
措置の名称	構造方法等の認定に関する通知の発出
措置の内容	<p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 1 項に規定する構造方法等の認定について、郵送による申請書類の提出及び認定書等の交付（申請書類については、対面による確認の必要性が比較的低い建築材料等の認定に係るものに限る。）を可能とする旨を、各指定性能評価機関の長及び各承認性能評価機関の長宛に「構造方法等の認定申請書の郵送による提出等について」（平成 28 年 3 月 25 日付け国住指第 4212 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	国土交通省